

岸和田市空家等対策協議会について

1. 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行（平成27年5月26日全部施行）に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第7条に規定する空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

法第7条に規定する「協議会」

岸和田市空家等対策協議会規則

3. 協議事項

空家等対策計画の策定及び変更並びに計画の実施に関する事項

その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認められる事項

◎空家等対策計画に定める事項【法第6条第2項】

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項